

広島市人事委員会規則第 8 号

令和 8 年 3 月 2 6 日

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市人事委員会

委員長 飯 岡 久 美

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和 5 4 年広島市人事委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 2 条第 3 項第 1 号中「1 5 条の 2」を「1 5 条の 3」に改める。

別表第 1 のアの表 4 級の項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

2 主任保育教諭の職務

別表第 1 のアの表 5 級の項中第 3 号から第 7 号を 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

3 主幹保育教諭の職務

別表第 1 のアの表 6 級の項中第 2 号から第 9 号を 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

2 研修センター所長の職務

別表第 1 のアの表 7 級の項中第 2 号を削り、第 3 号から第 6 号を 1 号ず

つ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。